

建物賃貸借契約書（移住準備住宅）

賃貸人 上富良野町（以下「甲」という。）と賃借人 [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、建物の賃貸借について、次のとおり契約する。

（賃借）

第1条 甲は、その所有する次の建物を乙に賃貸し、乙は、その建物を賃借する。

（1）用途名等：旧教員住宅 旭町 [REDACTED] 号（旭町4丁目3番 [REDACTED] 号）

（2）構造及び面積：木造平屋建 [REDACTED] m²

（用途）

第2条 乙は、前条の建物（以下「貸付物件」という。）を住宅として使用しなければならない。

（賃貸借期間）

第3条 貸付物件の賃貸借の期間は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までとする。

ただし、真にやむをえない事情があると町長が認める場合に限り、1回を限度に更新することができる。

（貸付料）

第4条 貸付料は、月額金 [REDACTED] 円とする。ただし、更新した場合は、月額金 [REDACTED] 円とし、貸付期間に1月未満の端数があるときは、当該貸付料の額は、日割り計算によるものとする。

2 乙は、前項の貸付料の3か月分を入居時に前納し、4ヶ月以降は甲の指定する金融機関の口座振替により、甲が定める日までに納入しなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（貸付物件の引渡し）

第6条 甲は、この契約の締結後10日以内に貸付物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

（譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

（使用上の制限）

第8条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の現状を変更し、改築し、若しくは増築し、又は貸付物件以外の施設を新築してはならない。

（必要費等の負担）

第9条 乙は、貸付物件に係る必要費、有益費その他貸付物件の使用に伴い必要とする費用を負担する。

（解除）

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

（1）甲、国、他の地方公共団体その他公共団体において貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

（2）乙が貸付物件を第2条の用途に使用しないとき、又はその用途に使用することをやめたとき。

（3）家賃を3ヶ月以上滞納したとき。

（4）貸付物件又は共同施設を故意にき損したとき。

（5）入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

（6）その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

（貸付物件の返還）

第11条 賃貸借期間が満了したとき、又は甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を自己の負担において現状を回復し、甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(必要費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、賃貸借期間が満了した場合又は第10条の規定によりこの契約が解除された場合において貸付物件について支出された必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に対し請求しないものとする。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、本契約による乙の債務を保証し乙と連帯して履行の責を負うものとする。

(契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

賃貸人(甲) 上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町長 向山 富夫

賃借人(乙)住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

電話番号